

令和 7 年度 牧之原市一般廃棄物処理実施計画

I 基本方針

廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。）及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）の趣旨により、廃棄物を衛生的に処理するため、以下についてその推進を図る。

II ごみについて

1 一般廃棄物の発生量及び収集量の見込み

牧之原市における令和 7 年度のごみ処理の実績見込みは、次のとおりとする。
(t)

可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ
10,069	17	2,019

2 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

(1) 市において講ずべき方策

市民自らがごみ減量リサイクルの必要性を認識し、日常生活の中でこれを推進していくため、地域単位の環境教室や雑紙減量大作戦を展開するとともに、これを計画的に推進する地域に対し、積極的に支援していく。

資源回収や生ごみ減量など、市民が行うごみの減量化対策の推進を支援し、あわせてごみのリサイクルを推進する。

ア 補助制度

(ア) 古紙等資源集団回収奨励金

廃棄物の再利用を促進し、その減量化を図るため、資源として再利用できる古紙等の廃棄物を、集団により回収を行う団体に対し奨励金を交付する。

(イ) ごみ集積施設設置事業費補助金交付制度

ごみ集積施設の設置を行う区又は町内会に対し、事業に関する経費の 2 分の 1 以内で、5 万円を限度として補助する。

※ 平成 13 年 4 月 1 日より「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が施行された。対象 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、相良地域では電気店及び環境保全センター、榛原地域では電気店及びリサイクルセンターにて回収を実施している。なお、平成 16 年 4 月 1 日から「冷凍庫」、平成 21 年 4 月 1 日から「液晶式テレビ・プラズマ式テレビ・衣類乾燥機」、令和 6 年 4 月 1 日から「有機 EL テレビ」が追加された。

※ 平成 13 年 4 月 1 日より「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」が施行され、家庭系パソコンの回収リサイクルが開始された。家庭系パソコンは郵便局経由で販売企業が回収リサイクルを実施している。

(2) 市民において講ずべき方策

廃棄物の排出抑制のため、市が進める施策に協力するとともに、廃棄物の再利用や分別を推進し、なるべく資源として有効活用するよう努める。

(3) 事業者において講ずべき方策

廃棄物の排出抑制のため、市が進める施策に協力するとともに、事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努める。また、製品や容器等が廃棄物になった場合において、適正な処理が困難にならないような製品や容器等の開発に努める。

3 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項

分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項は、次のとおりとする。

(1) 収集運搬計画

ア 相良地域

(ア) 可燃ごみ

種類	量(t)	方法	処理主体	回数	搬入先
家庭系ごみ	3,121	ステーション方式 (指定袋制)	委託業者 (一部事務組合)	週2回収集 (曜日収集)	環境保全 センター
家庭系ごみ及び 事業系ごみ	476	発生者が直接搬入	市民、事業者	適宜	環境保全 センター
事業系ごみ	835	発生者ごとに業者へ委託	廃掃法第7条 許可業者	適宜	環境保全 センター

※ 「事業系ごみ」とは、会社・商店・飲食店等の事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいう。

(イ) 不燃ごみ

種類	量(t)	方法	処理主体	回数	搬入先
家庭系ごみ及び 事業系ごみ	6	発生者が直接搬入	市民、事業者	適宜	環境保全 センター

(ウ) 資源ごみ

種類	量(t)	方法	処理主体	回数	搬入先
家庭系ごみ	434	ステーション方式(金物類、ガラス、ビニ・プラ類、ペットボトル、陶磁器に分別収集)(指定袋制)	委託業者 (一部事務組合)	週1回収集 月1回収集 年4回収集 (曜日収集)	環境保全 センター
家庭系ごみ及び 事業系ごみ	737	発生者が直接搬入	市民、事業者	適宜	環境保全 センター

事業系ごみ		発生者ごとに業者へ委託	廃掃法第7条 許可業者	適宜	環境保全 センター
-------	--	-------------	----------------	----	--------------

イ 榛原地域

(ア) 可燃ごみ

種類	量(t)	方法	処理主体	回数	搬入先
家庭系ごみ	3,036	ステーション方式 (指定袋制)	委託業者 (一部事務組合)	週2回収集 (曜日収集)	清掃 センター
家庭系ごみ及び 事業系ごみ	2,601	発生者が直接搬入	市民、事業者	適宜	清掃 センター
事業系ごみ		発生者ごとに業者へ委託	廃掃法第7条 許可業者	適宜	清掃 センター

(イ) 不燃ごみ

種類	量(t)	方法	処理主体	回数	搬入先
家庭系ごみ	11	発生者が直接搬入	市民	適宜	市瓦礫 処分場

(ウ) 資源ごみ

種類	量(t)	方法	収集運搬 処理主体	回数	搬入先
家庭系ごみ	580	ステーション方式(金物 類、ガラス類、プラスチッ ク類、ペットボトルに分 別)	委託業者 (一部事務組合)	週1回収集 月2回収集 月1回収集	リサイクル センター
家庭系ごみ及び 事業系ごみ	266	発生者が直接搬入	市民、事業者	適宜	リサイクル センター
事業系ごみ		発生者ごとに業者へ委託	廃掃法第7条 許可業者	適宜	リサイクル センター

※ 資源ごみのうち、蛍光灯は電気店で回収し、リサイクルセンターが収集を行う。
また、乾電池は電気店又は市内の指定場所で回収し、リサイクルセンターが収集を行う。

(2) 資源ごみの再資源化計画

ア 相良地域

種類	処理主体	再資源化方法	量(t)	収集主体	引取先名称・所在地
古紙類	一部事務組合	ため置き 回収業者へ	18	市民等の 持ち込み	一部事務組合の委託業者
古着	一部事務組合	ため置き 回収業者へ	4	市民等の 持ち込み	一部事務組合の委託業者
ガラス	一部事務組合	色分別し 再生業者へ	124	委託業者 (一部事務組合)	一部事務組合の委託業者
鉄くず類	一部事務組合	破碎し 再生業者へ	79	委託業者 (一部事務組合)	一部事務組合の委託業者
アルミ	一部事務組合	破碎し 再生業者へ	26	委託業者 (一部事務組合)	一部事務組合の委託業者
不磁性物	一部事務組合	破碎し 再生業者へ	17	委託業者 (一部事務組合)	一部事務組合の委託業者
ペットボトル	一部事務組合	圧縮、包装し 再生業者へ	52	委託業者 (一部事務組合)	一部事務組合の委託業者
ビニ・プラ類 マークあり	一部事務組合	圧縮、包装し 再生業者へ	159	委託業者 (一部事務組合)	一部事務組合の委託業者
ビニ・プラ類 マークなし	一部事務組合	圧縮、包装し 再生業者へ		委託業者 (一部事務組合)	一部事務組合の委託業者
蛍光灯・ 乾電池	一部事務組合	ため置き 回収業者へ	6	委託業者 (一部事務組合)	一部事務組合の委託業者
陶磁器	一部事務組合	ため置き 回収業者へ	33	委託業者 (一部事務組合)	一部事務組合の委託業者
小型家電	一部事務組合	ため置き 回収業者へ	33	委託業者 (一部事務組合)	一部事務組合の委託業者
草木類	一部事務組合	ため置き 回収業者へ	592	市民等の 持ち込み	一部事務組合の委託業者

イ 榛原地域

種類	処理主体	再資源化方法	量(t)	収集主体	引取先名称・所在地
古紙類 衣類	一部事務組合	ため置き 回収業者へ	19	市民等の 持ち込み	一部事務組合の委託業者
ガラス 陶磁器	一部事務組合	色分別し 回収業者へ	169	委託業者	一部事務組合の委託業者
鉄くず類	一部事務組合	ため置き 回収業者へ	177	委託業者	一部事務組合の委託業者

ペットボトル	一部事務組合	圧縮、包装し 再生業者へ	54	一部事務組合	一部事務組合の委託業者
プラスチック類 マークなし	一部事務組合	収集し 再生業者へ	141	委託業者	一部事務組合の委託業者
プラスチック類 マークあり	一部事務組合	ため置き 回収業者へ	279	委託業者	一部事務組合の委託業者
蛍光管・ 乾電池	一部事務組合	選別袋に詰め 回収業者へ	7	一部事務組合	一部事務組合の委託業者

(3) 多量又は自己の都合による一般廃棄物の処理

一時に多量又は自己の都合により、一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者は、市長に届け出てその処理方法について指示を受けなければならないものとし、市長は廃棄物の特性に応じ、4で定める施設への持ち込み等につき指示する。

なお、自己の都合による搬入が困難な場合は、廃掃法第7条第1項の規定による許可を得た一般廃棄物収集運搬（粗大ごみ等個別収集運搬）業者が、有料による戸別収集を行う。

4 一般廃棄物の処理施設に関する事項

(1) 中間処理計画

ア 相良地域

(ア) 処理施設の概要

施設名	牧之原市御前崎市広域施設組合環境保全センター	
所在地	牧之原市笠名 1212	
型式・方式	ごみ焼却処理施設 粗大ごみ処理施設 ガラス破碎処理 ペットボトル圧縮・梱包処理	連続燃焼方式 横型回転式、剪断式 多穴板式 圧縮油圧方式
公称能力	ごみ焼却処理施設 粗大ごみ処理施設 ガラス破碎処理 ペットボトル圧縮・梱包処理	70.5t/24h×2基 25 t / 5 h 7.5t/ 5 h 0.6t/ 5 h

(イ) 残渣処分方法

焼却灰（飛灰）	一部事務組合の委託業者へ搬出（リサイクル）
焼却灰（主灰）	一部事務組合の委託業者へ搬出（リサイクル）

イ 榛原地域

(ア) 処理施設の概要

施設名	吉田町牧之原市広域施設組合清掃センター	
所在地	牧之原市細江 6664 番地 3	
型式・方式	ごみ焼却処理施設	連続燃焼方式（流動床炉）
公称能力	ごみ焼却処理施設	50.25t/24h×2基

施設名	吉田町牧之原市広域施設組合リサイクルセンター	
所在地	牧之原市坂部 1615 番地 3	
型式・方式	プラスチック類（マークあり）	圧縮減容処理
	ペットボトル	圧縮減容処理
	プラスチック類（マークなし）	破砕処理
公称能力	プラスチック類（マークあり）	3.68t/日
	ペットボトル	1.5/日
	プラスチック類（マークなし）	1.48t/日

(イ) 残渣処分方法

焼却灰	一部事務組合の委託業者へ搬出（リサイクル）
-----	-----------------------

(2) 最終処分計画

ア 相良地域

埋立場の概要

施設名	牧之原市御前崎市広域施設組合最終処分場（管理型）
所在地	牧之原市笠名 1192 番地 11 他
埋立面積	4,300 m ²
埋立容量	30,000 m ³
埋立区域	山間部
埋立方法	サンドイッチ式

施設名	牧之原市御前崎市広域施設組合最終処分場（安定型）
所在地	御前崎市比木 846 番地 1
埋立面積	6,031 m ²
埋立容量	36,744 m ³
埋立区域	山間部
埋立方法	サンドイッチ式

イ 榛原地域

埋立場の概要

施設名	吉田町牧之原市広域施設組合最終処分場（管理型）
所在地	牧之原市細江 6679 番地
埋立面積	8,050 m ²
埋立容量	26,415 m ³
埋立区域	平地
埋立方法	セル式

施設名	牧之原市一般廃棄物最終処分場（安定型）
所在地	牧之原市静波 4054 番地 2
埋立面積	3,667.9 m ²
埋立容量	14,615.5 m ³
埋立区域	山間部
埋立方法	サンドイッチ式

Ⅲ し尿及び浄化槽汚泥について

1 一般廃棄物の発生量及び収集量の見込み

牧之原市における令和7年度のし尿及び浄化槽汚泥の実績見込みは、次のとおりとする。

(k1)

し尿	浄化槽汚泥
1, 154	29, 385

2 一般廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項

(1) 市において講ずべき方策

浄化槽設置事業補助金交付制度

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、個人の専ら居住の用に供する建物又は事務所、倉庫、店舗等営業に供する部分と居住の用に供する部分を併せ持ち、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する建物に浄化槽（5人槽、7人槽、10人槽）を設置する者に対し、補助する。

(2) 浄化槽管理者において講ずべき方策

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽管理者（当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権限を有するもの）は、浄化槽法第10条の規定により浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃の実施並びに浄化槽法第11条の規定により定期検査を受けなければならない。

3 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施するものに関する基本的事項

(1) し尿

ア 収集運搬を行う者

廃掃法第7条第1項の規定による許可をした次の一般廃棄物収集運搬業者とする。

(ア) 有限会社東環クリーン 代表取締役 山本一也

(イ) 有限会社榛原衛生社 代表取締役 横井達生

なお、し尿に係る収集運搬業については、現行の体制で適正処理がなされ、また、処理人口及び収集量ともに減少しているため、新たな許可は行わない。

イ 収集の区域

(ア) 有限会社東環クリーン 相良地域（旧相良町区域）

(イ) 有限会社榛原衛生社 榛原地域（旧榛原町区域）

ウ 収集の申し込み及び収集運搬方法

地域割担当許可業者は、市民から申し込みを受けたときは、速やかに許可を受けた車両により公衆衛生を十分に配慮して収集し、相良地域で収集したし尿は東遠広域施設組合東遠衛生センターへ、榛原地域で収集したし尿は吉田町牧之原市広域施設組合衛生センターへ搬入する。

エ 処理の方法及び処理主体

相良地域で収集したし尿は東遠広域施設組合東遠衛生センターにおいて、榛原地域で収集したし尿は吉田町牧之原市広域施設組合衛生センターにおいて処理する。

(2) 浄化槽汚泥及び浄化槽清掃

ア 収集運搬及び清掃を行う者

廃掃法第7条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者であって、浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けた次の浄化槽清掃業者とする。

(ア) 有限会社東環クリーン 代表取締役 山本一也

(イ) 有限会社榛原衛生社 代表取締役 横井達生

なお、浄化槽清掃業については、現行の体制で適正処理がなされているため、新たな許可は行わない。

イ 収集運搬及び清掃の区域

(ア) 有限会社東環クリーン 相良地域（旧相良町区域）

(イ) 有限会社榛原衛生社 榛原地域（旧榛原町区域）

ウ 処理の方法及び処理主体

相良地域で収集した浄化槽汚泥は東遠広域施設組合東遠衛生センターにおいて、榛原地域で収集した浄化槽汚泥は、吉田町牧之原市広域施設組合衛生センターにおいて処理する。

4 一般廃棄物の処理施設に関する事項

中間処理計画

ア 相良地域

施設名	東遠広域施設組合東遠衛生センター
所在地	御前崎市池新田 9035 番地
型式・方式	一次二次処理（膜分離高負荷脱窒素処理方式） 高度処理（活性炭吸着塔）
公称能力	195k1/日

※ 残渣は肥料として再資源化する。再資源化で活用できないものについては焼却し、その焼却灰は環境保全センターの管理型処分場へ埋立をする。

イ 榛原地域

施設名	吉田町牧之原市広域施設組合衛生センター
所在地	榛原郡吉田町住吉 4300 番地の 1
型式・方式	生物処理（膜分離高負荷処理方式） 高度処理（凝集膜分離＋活性炭吸着塔）
公称能力	82k1/日